

**第20号様式記載の手引(表面)**

**1 この申告書の用途等**

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告(通算法人が協同組合等である通算子法人及び連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用し、甲府市に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。))を有している法人が1通を提出してください。
- (2) 地方税法第292条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。))第292条第1項第4号の5イ(1)の規定を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあつては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を添付してください。
- (3) 地方税法第292条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人)にあつては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を添付してください。
- (4) 地方税法第292条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定を受ける法人(剰余金を損失の填補に充てた法人)にあつては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

**2 各欄の記載のしかた**

欄	記載のしかた・留意事項
1 「※処理事項」	記載する必要はありません。
2 「管理番号」	甲府市が指定している8から始まる8桁の番号(甲府市発送の申告書には記載があります)を記載します。
3 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付けて記載します。
4 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。
5 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載します。
6 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、甲府市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記します。
7 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
8 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けて記載します。
9 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。 なお、資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
10 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。 なお、資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人(3)に掲げる法人を除きます。：地方税法第292条第1項第4号の2イ又は令和2年旧地方税法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人(3)に掲げる法人を除きます。：令和2年旧法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社：政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下「令和2年旧政令」といいます。))第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める金額
12 「市民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。))又は連結確定申告書に係る申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」 なお、修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載します。
13 「法人税法の規定によって計算した法人税額」①	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。))の10の欄の金額(この欄の上限に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 ただし、通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))及び甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上限に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。
14 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額」②	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。ただし、通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))及び甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。))第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。))第42条の4第3項(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額；法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額；法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額；法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額；法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(30))の16の欄の金額 (11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第7項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。): 法人税の明細書(別表6(32))の35の欄の金額
15 「還付法人税額等の控除額」③	第20号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。ただし、通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))及び甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16 「退職年金等積立金に係る法人税額」④	法人税の申告書(別表20)の12の欄の金額を記載します。第20号の2様式の申告書を提出する法人も記載してください。ただし、通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))及び甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額①+②-③+④」⑤	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。なお、税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。ただし、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))以外の法人で、甲府市内のみ事務所等を有する法人：①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人：第22号の2様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人(第20号様式別表1を提出する法人に限ります。))第20号様式別表1の④の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人(第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))：第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があると、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

第20号様式記載の手引(裏面)

欄	記載のしかた・留意事項
18 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額( $\frac{\text{㉔}}{\text{㉕}} \times \text{㉔}$ )」 ㉔	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、甲府市内にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。 (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。 (イ) ㉔の欄の金額を㉕の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉔の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に㉕の欄の数値を乗じて得た額を記載します。ただし、甲府市に主たる事務所等を有する法人は、第22号の様式の「分割課税標準額」の欄の甲府市分の金額を記載します。 (ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。  税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。なお、「課税標準」の欄の金額は、第22号の様式の「分割課税標準額」の欄の甲府市分の金額と一致します。ただし、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19 「市町村民税の特定寄附金税額控除額」 ㉕	第20号の様式の㉕の欄の金額を記載します。ただし、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20 「税額控除超過額相当額の加算額」 ㉖	第20号の様式別表7の㉖の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の㉖の欄の当該市町村分の金額)を記載します。
21 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」 ㉗	第20号の3の様式の㉗の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の㉗の欄の当該市町村分の金額)を記載します。ただし、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22 「外国の法人税等の額の控除額」 ㉘	第20号の様式の㉘の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の㉘の欄の甲府市分の金額)を記載します。ただし、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23 「差引法人税割額 $\text{㉙} - \text{㉚} - \text{㉛}$ 」 ㉙	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。なお、甲府市内に恒久的施設を有する外国法人は第20号様式別表1の2の㉙の欄の金額を記載してください。
24 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」 ㉚	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5)において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第20号の様式の申告書の㉚又は㉛の欄の金額についても記載します。
25 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額」 ㉛	「㉔の欄の金額 - ㉕の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。
26 「算定期間において事務所等を有していた月数」 ㉜	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。なお、算定期間中において事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
27 「 $\text{円} \times \frac{\text{㉝}}{12}$ 」 ㉝	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。なお、均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
28 「この申告により納付すべき市民税額 $\text{㉞} + \text{㉟}$ 」 ㉞	㉞又は㉟の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、㉞又は㉟の欄を零として計算します。
29 「㉔のうち見込納付額」 ㉔	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。)が市民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。))第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人)に限り、)を含みます。が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。
30 「甲府市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が甲府市に從たる事務所等を有する場合に記載します。この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。))の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等については、それぞれ次に定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人として)をいいます。 (1) 算定期間の中で新設された事務所等 $\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$ なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。
31 「甲府市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」 ㉟	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。なお、この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。
32 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載します。なお、資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。また、連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
33 「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人:「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人:「その他」
34 「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額の加算額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。))又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。))の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。 ※ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度の開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。))が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。 (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人
35 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。))の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(法人税法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する同法第75条第5項、同法第75条の2第11項第2号又は令和2年旧法人税法第75条の2第8項(法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。 (2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する令和2年旧法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。))及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
36 「還付請求税額」	中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、㉞の欄又は㉟の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
37 「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉞の欄に記載した金額と同額になります。